

平成 28 年度第 1 回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成 28 年 (2016 年) 6 月 23 日 (木) 午前 10 時から午後 12 時 15 分まで
開催場所	甲賀市 碧水ホール 2 階 会議室
出席委員	真山達志会長 西村泰雄副会長 田中美代子委員 小松多喜子委員 上山清美委員 奥野麻美子委員 古谷兼一委員 増田福永委員 藤井貞子委員 田村幸代委員 辻本仁士委員 清水達久委員 【12 名出席】
事務局	安田副市長 市民環境部 保井部長 藤村次長 人権推進課 地平課長 廣岡参事 藤村課長補佐 松下課長補佐 森地係長
会議次第	1. 委嘱状交付 2. あいさつ 3. 自己紹介 4. 報告事項 (1) 人権に関する市民意識調査結果について (2) 人権に関する総合計画のキャッチフレーズについて 5. 協議事項 (1) 甲賀市人権に関する総合計画について ①視点について ②構成について ③策定スケジュールについて 6. 意見聴取事項 (1) 今後の施策構築にかかる意見聴取について ①「人権教育・啓発の推進」にかかる課題と取組について ②「相談と支援体制」にかかる課題と取組について 7. その他 (1) 次回審議会の開催時期について 8. 閉会
会議資料	資料 1 : 甲賀市人権に関する市民意識調査 調査結果【概要】 資料 2 : 「甲賀市人権に関する総合計画」キャッチフレーズ、めざすまちの姿について 資料 3 : 甲賀市人権に関する総合計画の視点 (案) 資料 4 : 甲賀市人権に関する総合計画の構成 (案) 資料 5 : 甲賀市人権に関する総合計画策定スケジュール (案) 資料 6 - 1 : 意見聴取事項 資料 6 - 2 : 甲賀市での主な人権教育・啓発事業の状況 資料 6 - 3 : 人権教育啓発のあり方について《答申》

開会

甲賀市市民憲章唱和

1. 委嘱状交付

副市長から委嘱状交付

2. あいさつ

副市長 あいさつ

3. 自己紹介

委員自己紹介

事務局自己紹介

真山達志会長あいさつ

4. 報告事項

(1) 人権に関する市民意識調査結果について

会 長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料1により説明

会 長：質問や意見はありますか。

委 員：【全体の傾向】で、「性別では、人権侵害を受けた経験、それに対する相談の有無で差異があるものの、考え方では大きな差異は見られない」と報告があったが概要を教えてください。

事務局：結果報告書の問5「ここ5年以内に、人権に関して、人から嫌なことを言われたり、されたりしたこと」の質問で、性別で少し差が出ており、問7の、そのことについて相談したかの質問では、男性に比べ女性のほうが相談した人数が多くなっている。こういった部分で違いが見られるが、考え方では、性別で大きな差はないと見ている。

会 長：引き続き資料として使用するので、その都度、ご質問やご感想をいただきたい。

(2) 人権に関する総合計画のキャッチフレーズについて

会 長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料2により説明

会 長：キャッチフレーズの案は、前回の審議会で、4月末頃を目途に案を出していただくことになっていた。議論の進め方だが、計画全体の特徴や内容を一言で示す意味合いもあるので、案を参考にしながら、最終的に計画の中味が固まった段階で、再度議論をしたい。ただ、こうしてキャッチフレーズを考えることによって、中味を決める時のポイントや委員の皆さんがお持ちのイメージもある程度伝わるので審議にとっては非常に参考になると思う。全員から出していただいたわけではないが、比較的共通するイメージをお持ちいただいていると思う。

5. 協議事項

(1) 甲賀市人権に関する総合計画について

①視点について

会 長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料3により説明

会 長：意見や質問はありますか。

委員：4つ目で、支援や施策にまでと説明があった。主に市民の教育・意識啓発に重きを置いた計画という気がした。支援・施策となると、制度やシステム、場合によっては罰則規定等がある条例が含まれてくるのではないか。当事者に寄り添うような制度やシステムを作っていくことが、この中では最後に支援と施策という形で出てきた。教育・啓発から実践は、市民の行動力だと思う。行政としての支援や制度がこの中には入っていないと私は感じた。

会長：確かにご指摘の部分はあるかと思う。

事務局：「実践」について、教育啓発は教育啓発、制度や色々なものの運用の中で改善を図っていくべきことはあると思うので、そういうものを回していくことを「実践」という言葉で表現しているつもりである。ご指摘のとおり、「施策」を言葉として出していくほうが分かりやすいと思う。

会長：「教育から実践」と言うと、市民が学んでそれを実行に移すという側面は出るが、例えば実際に人権侵害があった時に、どういう形で支援や救済するのかという施策上の取組が、この4つの視点からでは読み取り難い。施策上の取組みを行うので、そういう視点があってもよい。

事務局：1つ目の「2つのアプローチで取り組んでいく」ということがあり、その文末に「人権課題の解決に取り組めます」としているところが、包括的に括っているところです。後程、計画の構成の中で、具体的にどういったところを示しているのか協議いただくことになっている。支援や具体的な施策は、1つ目の「人権課題の解決に取り組めます」に含んだ形としている。

委員：資料4に具体的なことを掲げている中で、施策についても入っている。

事務局：本日は3点協議事項があるが、まずこの視点で大きな考え方について報告し、その後具体的なことをご検討いただく。

事務局：1つ目の「普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む」というところが分かり難いので、具体的な例を出させていただきたい。例えば普遍的な視点で、誰にでも分かる表示板や、傾斜のない道をつくる等のユニバーサルデザインを進めることで、子どもや外国籍の方、高齢者、障害のある方の生活がしやすくなり、個別的な課題を解決するために障害のある方等のスロープを付ける等、バリアフリーを進めることによって、ベビーカーを使用されている方や高齢の方も生活がしやすくなる。施策においても、2つのアプローチで取り組むよう、1つ目の視点をあげている。

会長：この基本的な視点というところは太枠なので、表現方法では色々なことを取り込むことは可能だが、逆にあまり曖昧だとどこに視点を置いているのか読み取れず伝わらないことにもなる。そういう観点から、今ある4つは、異論がないと思うが、むしろご指摘は、この4つの中では読み取り難い要素があるのではないかということである。

委員：あまりにも教育・啓発に軸足を置いて意識改革のみを謳っている計画

としか読み取れない。

事務局：1つ目の中に包括しているが、文字・言葉として読み取れないということかと思う。提案として、2～3行目の「2つの視点があいまったアプローチで」の次に「関係する施策を推進することで、人権課題の解決に取り組みます」という言葉を追加して、指摘いただいた学習啓発のみではなく施策に繋がるというような表現にするのはどうか。

会長：今のご提案の意図は分かるが、施策を展開するとか課題を解決するということが非常に漠としている。例えば意識を変えるとか啓発をするということも課題を解決することにはなるが、委員の意見は、この部分ではない部分ではないか。意識啓発も大切だが、実際に例えば差別事象があったとか誰かが人権を侵害されている時に、甲賀市はそれに対してどう対応していくのか。この計画は、それを視野に入れているのか、入っていないのかという指摘だと理解してよろしいか。

委員：もちろんそういうことだし、例えば障害者差別解消法での合理的配慮という形で差別解消がされる中で、行政は義務化されたが企業はまだ努力事項である。そういうことを解消していくために何をしていくのか。実際に修学旅行でどうしても保護者が引率しなければいけない場合、保護者の経費はどうするのか、これは公費とする前例が出てきている。これが一般的に理解されるのかと言うと、そこまでは理解されていない。これが合理的配慮なのか悩んでいる。これに対してどこが負担するのか。これは我々の意識改革だけで解決できることではない。行政で考える内容だと思う。そのあたりについては、支援・施策というものが出てくる。人権侵害までは至らないが、救済事項になると思う。それからもちろん、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに対する窓口で、救済はどうしていくのかということも当然起こってくると思う。そのようなシステムがなかなか無いのが事実だと思う。議会の女性議員の比率をどうしていくのかという努力目標をあげる必要もあるし、部長・課長の比率を甲賀市はどう変えていくのか。率先して努力目標としてあげていく必要があると思う。それが行動目標であり、施策の目標だと思う。それを計画に盛り込んでいくのかどうかも含まれてくると思う。

委員：先ほど事務局から説明があったように、4つの視点全部に「人権課題の解決に取り組みます」と謳っている。文言だけを見ていると、意識を教育・啓発していく中で変えていきながら取り組んでいくことにシフトを置いているが、最終的には「人権課題の解決」と書いているので、この後、資料4～5の説明で見えてくるのではないかと。それで十分でなければ、視点の部分も含めて文言を訂正なり補強しながら案を出していただければと思う。「人権課題の解決に取り組みます」という部分を、どの辺まで含めて考えるかで大きく変わるのではないかと。後でご指摘等をいただきながら、補強できる部分もあるのではないかと。

会長：視点は作っていく上での基本となるので一番重要だが、委員からご指摘の部分は、具体的に市が色々な取組をしていく中で、行政として果

たすべき責任も含めてかなり重要な要素だろうと思う。それを「人権課題の解決」と言えばその通りだが、視点の見出しは「学び」や「教育」といった啓発的な言葉がたくさん並んでいるので、啓発のイメージに取れなくもないというのは、その通りだと思う。再度、事務局と検討して整理し表現を直したい。単に人々の意識啓発や教育、学びだけでなく、実際に行政として人権を守っていくとか、様々な人々の立場に立って色々な取組をすることを、この計画の中に盛り込むことを審議会として確認しておき、それがうまく表現できるように視点を見直すことで、この場はこれでお認めいただいてよろしいか。次回までに整理し直したものを下させていただくことにしたい。本日の意見を反映する形で、できる限り修正することで進めたい。

②構成について

事務局：会議資料4により説明

会 長：先ほどの議論と関わる部分かと思うが、実際にこの構成や内容を見ると、行政として人権の問題に具体的にどう関わっていくのか、何に取り組むのが十分に盛り込まれていくのは必然だと思う。それが先ほどの議論では、視点の中でその表現が読み取り難いということだと思う。意見や質問はありますか。

委 員：子どもに対する人権教育を大切にしていかなければいけないが、第3章のこれからの展開は、大人向けのように感じる。子どもに対する教育はどこに入るのか。

事務局：「人権教育・啓発の推進」の中で、実際に子ども達がどのように人権を学んでいくかについては、主には園や学校になると思うが、そこでの指導のあり方を、当然人権教育部分も含めた計画として書き込んでいく。その次の段階として、甲賀市の人権教育基底プランという先生の手引きになるものがあるので、子ども達にどう指導をしていくのかに繋がっていくと考えている。もう一つは家庭教育の中で保護者により子どもの自尊感情を高めていきたい。そういったところも、この「人権教育・啓発の推進」の中に入れていきたい。

会 長：この「人権教育・啓発の推進」の中の説明では、「市民や事業者に対する」という書き方になっている。「市民」「事業者」と並んでいるので、大人という感じになる。この市民の中にはあらゆる世代を含むということだと思う。実際に書いていく時には、子ども達に対して具体的に出てくると考えていいと思う。

委 員：資料4の(4)「分野別施策の推進」の中で①女性、②子ども、③高齢者、④障がい者、⑤同和問題、⑥外国人、⑦インターネットによる人権侵害、⑧その他さまざまな人権課題等とあり、その「その他さまざまな人権課題等」に「上記以外の人権課題について具体的例示(犯罪被害者やその家族、性同一性障害～)」とある。こういうところと、アンケート結果の「今後の啓発」の中に気になるところがある。甲賀市においてはあまり関係ないのかもしれないが、北朝鮮当局による拉致被害者への人権についてこの中で触れられていないのは、あまり関

係がないと捉えられたからなのか。

事務局：「その他さまざまな人権課題等」の例示として括弧書きで書いているが、法務省が定める17項目の中には北朝鮮に拉致された方の人権もあり、今後記載させていただこうと考えている。

会長：少なくとも法務省があげているものについては、計画の中に文言は出てくるという前提である。しかし、それで本当に全てをカバーできているのかということは別途あると思う。

事務局：どの問題も当事者にとっては重大なことだと思っている。そういう視点でまとめていきたい。

会長：甲賀市として具体的にどの程度の取り組みをするのかは、地域的な特性等によって強弱があると思うが、市民の関心は意識のところでも出てくると思う。何らかの形で取り上げ、問題として存在することの記述は含まれてくると思う。

委員：時代とともに人権課題が変わり、また新たな法律ができ、それに対する取り組みがなされていくが、新たに課題が出てきた場合は、県や国、議会等に働きかけ、という文言を入れていくことは可能か。条例や法律でしか動けないのか。

事務局：この計画の性格や策定方針にもあったが、甲賀市においてどのような施策に取り組んでいくのか、人権に関わる部分の指針となっていく計画である。その中で新たな課題が出てきたり、甲賀市の人権課題の特性によって上乘せの施策を行っていくことを書き込んでいくことになる。市が独自に取り組む部分で、財源的に国や県から支援がないと厳しいところは、この計画とは別の手段として毎年市として要望をあげている。その中で、国や県に対する働きかけという繋がりにってくる。この計画の中では、市としての課題をしっかり把握して、法務省の17項目の中でも甲賀市の特性を打ち出し、施策に繋げていく計画になる。

会長：法務省の17項目の中で、甲賀市は今回インターネットを項目として取り上げているが、これがあがっていない自治体もある。何を重視するかは、市の特性や意図が反映してくる。さらに17項目に含まれない別の課題も当然あると思う。そういう場合、市として計画に書いていないので対応できないというのでは困るので、その課題にもきちんと対応できる体制づくりについて書く必要がある。対応できる体制を人権の観点から組んでおくことは、当然市の基本姿勢として必要である。それが具体的に国や県への要望になるのか、市が単独で対応するののかは、ケースバイケースだと思う。ご発言の趣旨が計画に反映するように工夫したいと思う。

委員：少し外れるが、策定した後、若年層の方や言語を理解できない方に対して、どう啓蒙していくのか。抽象的な表現が主体になっていて、読み手は理解できない、読むことが難解な方に対しての配慮は。

事務局：計画書として作り上げた後、概要版を作ることになる。その時に翻訳や優しい日本語の表現にしていくのか、ルビや、視覚障がいの方に音

声で変換するコードを付けるか等の配慮についても、意見をいただきたい。

委員：行政用語が多いと、拒否感があり読む気にならない。私の年齢でもそういう感覚なので、若い方だと余計にそういう感覚が多くなると思う。

事務局：文章を羅列するよりも、少し絞って分かり易さを出していきたい。ご意見をいただいて伝わりやすいものにしたい。

会長：誰が読んでも分かり易いというのが一番理想だが、計画本体を全てそうするのは大変だと思う。概要版や解説版で対応していくことだろうか。

委員：概ね提案いただいた行政案から進め、先に内容等を検討し、その後で議論という感じで進行したら良いと思う。先ほどのご意見だが、やはり誰もが分かるような、人権というだけでスルーしてしまうことが多いと思うので、興味をひく、市民にとっかかりがある表現方法を目指しながら進めてほしい。

会長：今日は大枠で、あくまでも基本的な構成という部分である。詳細は今後内容を検討していく中で微修正等は当然あり得る前提だが、基本的には事務局案の構成でよろしいか。

お認めいただいたものとして、作業をこれに従って進めていくこととしたい。

③策定スケジュールについて

会長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料5により説明

会長：今日を含めて3回で計画の全体内容を議論していかないといけない。かなりタイトなスケジュールになっている。12月には答申ということで、審議会としてのまとめは一旦ここで締めることになる。議論は尽きないが、迅速な審議にご協力いただきたい。何かご質問はあるか。

委員：8月にこの審議会が第2回目ということで、内容がかなり多いと思う。資料はできるだけ早めに送ってほしい。

事務局：できるだけ早く案を作成したいと思う。できたものから随時お渡ししたい。

6. 意見聴取事項

(1) 今後の施策構築にかかる意見聴取について

①「人権教育・啓発の推進」にかかる課題と取組について

②「相談と支援体制」にかかる課題と取組について

会長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料6-1、6-2、6-3により説明

会長：意見はありますか。

委員：企業・事業所への啓発はどういう形で進めているのか。担当部局は。

事務局：商工政策課が主担当になっている。市内の事業所に行政職員が訪問し、人権に係る企業内での研修などの取組状況について計画を出していただき、人権に係る問題の聞き取りや啓発を行っている。

委員：今まで大阪、京都では、お金を出して講演会をしているところもある。

就労担当者の方に声掛けをし、参加していただくように、もしくは参加することによってポイントがプラスされるような、社会貢献が企業イメージとしてプラスになるというような方策があれば良いのでは。意識調査で人権侵害の場面に職場が多くあがっていたので、一番大きなウエイトだと思う。

委員：企業や事業所を訪問する際に、障がい者の雇用問題についても啓発してもらえれば、それが企業イメージになったり人権に関わる啓発活動にもなっていくと思う。人権の講演会はあるが、パンフレットを見てもまず「人権」という文言があり、なかなか私事とは思えない。若年層ならインターネットやSNSの事例から人権に結び付けるなど、行ってみたくなる文言にしてほしい。

委員：人推協として、人権教育・啓発の推進については、参加者の減少や固定化、若年層の参加が少ないことが、近年の課題である。人推協でもどうすれば色々な方に参加いただけるか、考えている。市と連携を取りながら色々なことをやっても、結果的に参加者が固定してしまっているとか、少ないという状況は否めない。去年私の区で、老若男女、子ども達が集まる「歩く会」の後に、地区別懇談会をセッティングした。それまで子ども達の参加はほとんどなかったが、その時は子ども達や年配の方達が倍ぐらい参加された。魅力的な中味にすることが大事だと思う。もう一つは、人権は自分自身の問題なので、自分のためにもなるし、自分の生き方を考えていく上で大変大事なことだと思う。そういう思いになるように、皆に分かり易い、行ってみたいと思うような発信が大事である。

委員：外国人を対象に活動している。2～3年前から地域に出向き地域のイベントに参加させてもらっている。一つの例だが、地区別懇談会の午前中にいきいきサロンの方と中国人の方と一緒に水餃子を作り、その後甲賀市の外国人の現状や問題を話した。その他、自治会の文化祭や夏祭りに外国の料理を出す等、気軽に外国人とふれあう機会を作っている。もう一つ、イベントに出向き、相談窓口のブースで、コミュニケーションを取れるようにしている。

委員：相談支援体制について、ひきこもりの方が相談活動をされている事例がある。当事者が相談活動をすることも良いし、それが社会参画するきっかけにもなるので非常に良いと思う。外国籍の方や障害のある方、女性など、当事者がいるから相談しやすいという窓口を作る必要があるのではないか。

会長：意見については事務局が案を作る時に参考にさせていただくので、この場でご発言いただかなかった情報やご意見についても、事務局にお知らせいただきたい。意見を聞いていると、例えば教育とか学習でも既にある程度知識を持っている人をさらにレベルアップさせるのか、あまり認識も知識も持っていない人に学んでもらうのか、それによってかなりアプローチの仕方が違ってくると思う。残念ながら、人権の意識啓発や学習は、あまり意識を持っていない人に意識を持ってもら

うのが目指す第一段階の状況なので、そうなる人権学習を冠にしても誰も来ない。良い悪いの議論はあるのかもしれないが、何らかのインセンティブがそこないと、事業者・企業は関心を持ってこないだろうし、一般の人に参加してもらおう場合にも、人権を正面に出すのではなく、何か楽しいことがあるんだけど、そこで人権についても学べますというような組み合わせを工夫しないと、参加者を増やすのは難しいという気がした。それから相談支援の時に、最近はワンストップサービスとよく言われる。それはそれで良いが、人権の場合は、人権侵害を受けて何とか救済して欲しいという、深刻な状況になっている場合はワンストップサービスがいいが、自分自身も人権侵害を受けているのかどうかよく分からない状態の人が、色々な窓口で行政の手続き等をされるわけである。そういう時に、人権侵害を受けていると感じ取る職員がいて、アドバイスをするという意味では、緩やかな人権侵害、或いはそれになる前の段階の時に、各窓口が人権問題として捉えて、必要な支援に繋いでいくマルチストップサービスが特に必要だと思う。例えば外国人の場合、長い間いると差別されていると感じるかもしれないが、来てすぐの段階だと、まだ右も左も分からない状態で、とりあえずどこかで手続きをするという時に、窓口で事情を聞いてアドバイスすることも必要になると思う。人権問題を扱うのは、甲賀市では人権推進課が中心になるが、実は行政の全部署が人権を扱っている。この認識が、なかなか市役所の内部全体に浸透しない。ある町でそういう方針を出したが、人権推進課が色々な課に色々言うと、人権課が何を偉そうなことを言っているんだという反応が返ってくる。基本的に行政の意識が欠けている。相談支援体制という時には、それを考える必要がある。

7. その他

(1) 次回審議会の開催時期について

次回審議会開催 8月25日(木) 10:00~11:30

8. 閉会あいさつ 西村泰雄副会長